

2026年度一橋大学法科大学院入学者選抜試験 法学論文試験問題

## 憲 法

### 解答上の注意

1. 問題用紙は2頁、解答用紙は1枚、下書き用紙は1枚です。
2. 解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. 小問1、小問2すべてに解答してください。小問1、小問2の配点比率は1：1です。
4. 解答は横書きにしてください。解答用紙の表面、裏面は設問ごとに分ける必要はありません。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、提出してください。
5. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙と下書き用紙は、持ち帰ってください。

## 問題

古くから外国出身者が多く居住しコミュニティーを形成しているY市では、「差別のないまち条例」(以下「条例」という。)を制定し、外国にルーツを有する人々に対する差別的言動の解消に取り組んできた。条例では、「何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、いずれの方法によるかを問わず、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。」と定めている。本邦外出身者に対する不当な差別的言動が繰り返し行われる場合には、市長は、当該行為を止めるよう勧告を行うことができ、勧告に従わない者については、その者に意見を述べる機会を与え、有識者から構成される人権委員会の意見を聴いたうえで、その氏名を公表することができることとなっている。条例の規定に違反する行為に対する罰則は定められていない。

Y市出身の政治活動家Aは、Y市の街頭において、Y市に居住する本邦外出身者の排斥を求める街宣活動を繰り返し行ってきた。その結果、Y市長より、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を止めるよう勧告を受けた。しかし、Aがこれに従わなかったことから、Y市長は、Aに意見を述べる機会を与え、人権委員会の意見を聴いたうえで、勧告に従わなかった者としてAの氏名を公表した。

Aは、条例の制定に先立ち、十数年前に自費出版で書籍を刊行しており、その中で、Y市に居住する本邦外出身者の排斥を求める主張を行っていた。今回、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとして勧告の対象となった街宣活動での発言も、書籍の記述内容とほぼ同様のものであった。Aの書籍は、自費出版で発行部数が少なかったうえに、出版社に多くの抗議が寄せられたことから、刊行直後に廃刊となり、出版社が市中に流通している書籍を回収していた。そのため、現在では、この書籍入手することは困難となっていた。

Y市に居住するXは、SNSを通じ、地域の政治に関する問題をテーマに様々な情報を発信しており、多くのフォロワーがいる。XはかねてよりAに関心をもっており、Aについての文章を執筆し発信を行おうと考えた。Xは、そのための準備の過程で、Aが上記の著書を自費出版していることを知った。AがY市出身であることから、Xは、Y市中央図書館(以下「図書館」という。)が上記のAの著書を所蔵しているのではないかと考えた。

Xが、図書館に赴き所蔵図書の目録を確認したところ、Aの著書は所蔵されているものの、「閲覧制限」の扱いとなっていた。Xは、図書館のカウンターでAの著書の閲覧を希望することを伝えた。しかし、担当者は、Y市図書館運営規則(以下「規則」という。)では、「中央図書館長は、特に必要と認めた資料について、その利用方法を制限することができる。」とされており、Aの著書はこの規定にもとづき閲覧が制限されていると回答した。Xが、閲覧制限の理由を問い合わせたところ、担当者は、「Aの著書には、条例に基づくAに対する勧告の対象となった発言と同趣旨の記述が含まれている。」「過去にも、名誉やプライ

バシーの侵害を理由に出版の差止めや損害賠償の請求を認める判決が出された場合や、刑罰法規に触れると判断された場合には、閲覧を制限している。今回も、条例で禁じられている表現と同内容の記述が含まれている。」、「大学、研究機関に所属する研究者やそれに類する者が研究目的で利用する場合には閲覧を認めているが、それ以外の場合は閲覧を制限してきた。」などと述べた。この説明に納得がいかない X は、「A の著書は十数年前に出版されたものであり、また A は処罰されたわけでもない。これまでの閲覧制限の事例とは違うのではないか。」、「自分は地域政治についてきちんと調査し発信をしている。研究目的の閲覧とも言えるはずだ。」などと反論した。しかし、担当者からは同じ説明が繰り返された。

X は、中央図書館長による閲覧禁止の措置が違法であるとして訴訟を提起したいと考え、弁護士であるあなたに相談をした。

小問 1 X の立場からどの様な憲法上の主張が可能か、検討しなさい。

小問 2 Y 市側からの反論も想定しつつ、あなたの考えを述べなさい。

※なお、「条例」の規定は憲法に違反しないものとして扱うこと。